

第2章 施策の大綱

第1節 人と自然が共生し安全で快適なまちをつくります 1 ページ

第2節 町民誰もが安全で快適なまちをつくります 8 ページ

第3節 次代・郷土を担う人を育み文化のかおるまちをつくります . . 16 ページ

第4節 個性あふれ競争力ある産業振興のまちをつくります 19 ページ

第5節 町民自治と効率的な行政運営のまちをつくります 23 ページ

第1節 人と自然が共生し安全で快適なまちをつくります 1 ページ

第1項 生活基盤の整備 1 ページ

- 第1 土地利用計画の遵守
- 第2 国土地籍調査の推進
- 第3 道路網整備の推進
- 第4 公共交通・運輸の充実
- 第5 災害の未然防止
- 第6 景観形成の推進

第2項 生活環境の整備 3 ページ

- 第1 住宅整備の確立
- 第2 上水道整備の推進
- 第3 汚水処理対策の推進
- 第4 環境の整備・衛生体制の確立
- 第5 公園・緑地の整備と保全
- 第6 雨水排水の対策と整備
- 第7 地球温暖化防止対策の推進

第3項 生命財産の保全 6 ページ

- 第1 消防・防災体制の確立
- 第2 防犯体制の確立
- 第3 交通安全の促進

第2節 町民誰もが安全で快適なまちをつくります・・・・・・・・・・8ページ

第1項 社会福祉の推進・・・・・・・・・・8ページ

- 第1 高齢者福祉の充実
- 第2 障がい者（児）福祉の推進
- 第3 ひとり親家庭福祉の充実
- 第4 児童福祉の充実
- 第5 低所得者福祉の推進
- 第6 福祉医療費給付の推進
- 第7 福祉ボランティア活動の推進
- 第8 男女共同参画の推進
- 第9 虐待等の防止
- 第10 少子化対策の推進

第2項 保健予防対策の推進・・・・・・・・・・12ページ

- 第1 生活習慣病予防と健康推進対策の推進
- 第2 感染症予防対策の推進
- 第3 母子保健の充実
- 第4 精神保健の充実

第3項 国民健康保険・後期高齢者医療会計・介護保険会計の健全運営、年金の推進・・・・・・・・・・13ページ

- 第1 国民健康保険会計の健全運営
- 第2 後期高齢者医療会計の健全運営
- 第3 介護保険会計の健全運営
- 第4 国民年金の推進

第3節 次代・郷土を担う人を育み文化のかおるまちをつくります・・16 ページ

第1項 地域や子供たちの実態に応じた活力ある学校づくりの推進・16 ページ

第2項 いきいきとした生活を楽しむための充実した生涯学習の推進
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17 ページ

第3項 スポーツへの主体的な取り組みの推進 ・・・・・・・・・・17 ページ

第4項 人権が尊重される明るいまちづくりの推進 ・・・・・・・・・・17 ページ

第5項 文化・芸術の織りなす地域づくりの推進 ・・・・・・・・・・18 ページ

第6項 次代・郷土を担う人材育成推進 ・・・・・・・・・・18 ページ

第4節 個性あふれ競争力ある産業振興のまちをつくります・・・・・・・・19 ページ

第1項 競争力ある農業の振興・・・・・・・・20 ページ

第2項 森林資源の保全と活用・・・・・・・・21 ページ

第3項 魅力ある商業の振興・・・・・・・・21 ページ

第4項 企業の育成と誘致の推進・・・・・・・・21 ページ

第5項 個性ある観光の振興・・・・・・・・22 ページ

第5節 町民自治と効率的な行政運営のまちをつくります・・・23 ページ

第1項 時代に対応する行政の確立・・・23 ページ

第2項 健全財政運営の確立・・・23 ページ

第3項 住民自治の推進・・・24 ページ

第4項 広報・広聴活動の推進・・・24 ページ

第5項 高度情報化社会への対応・・・25 ページ

第6項 広域行政・共同事業の推進・・・25 ページ

第1節 人と自然が共生し安全で快適なまちをつくります

① 生活基盤の整備

当町は、第1次から第4次長期振興計画の40年間において、インフラの整備に力を注いできました。道路網の整備については、主要幹線道路の整備をはじめ、生活関連道路の整備に積極的に取り組み、大きな成果をあげてきましたが、未整備路線も残されています。

都市計画道路の整備にも力を入れてきましたが、今なお未整備路線が多く存在しています。今後、町土の均衡ある発展の見地から、土地利用計画・都市計画マスタープラン等に基づき、総合的な判断による都市計画道路の見直しも視野に入れ、整備を計画的に進めていきます。

長野県景観条例により、「浅間山麓景観形成重点地域」の指定を受け、町民とともに景観形成に努めてきました。今後も協働のまちづくりの理念のもと、美しい景観形成に努めていきます。

1 土地利用計画の遵守

御代田町土地利用構想に基づき、「都市計画」「農業振興地域整備計画」「地域森林計画」など、個別法を遵守した土地利用を推進します。

2 国土地籍調査の推進

国土地籍調査は、町の土地利用の最も重要かつ基礎的な資料です。このため、今後も未調査地区の整備を進めます。

3 道路網整備の推進

当町の主要幹線道路は、町を東西に結ぶ(一)国道18号、(主)小諸軽井沢線、(一)借宿小諸線と南北に結ぶ(主)佐久軽井沢線があります。そして、これらの国・県道に連絡する町道三ツ谷普賢寺線、御代田佐久線、雪窓向原線、児玉横根線等により構成されています。

国道については、安全・安心・快適な交通を確保するために、右折車線のない交差点の改良や全線に歩道の整備を要望していきます。

県道については、(一)馬瀬口小諸線や(一)草越豊昇佐久線など、周辺地区を通る一般県道の整備率が低いため、必要性の高い箇所から整備を要望していきます。

町道については、安全性や利便性を重視し、幹線道路、補助幹線道路の整備を進めるとともに、日常生活に身近なその他道路についても快適な住環境を確保するために、事業の効率性、コストの縮減を図りながら、投資効果の高い道路から計画的に整備を進めます。

既に道路整備が終わり供用開始された道路については、年数が経過し、補修が必要な道路が増加しています。このため、舗装に係る維持管理計画を策定し、効率的に補修を行います。

また、除融雪については、車両の通行及び歩行者の安全を確保するために、主要幹線道路、補助幹線道路の除融雪を重点的に行います。

橋梁については、適切に維持・修繕を行い、一般の交通に支障をきたさないように、道路法に基づく定期点検を実施し、安全の確保と橋梁の延命化に努めます。

都市計画道路については、8路線、26,010mが計画決定されていますが、整備済延長7,955m、整備率30.6%にとどまっています。未着手路線の大半が新設改良路線で膨大な事業費を要するため進捗しない状況です。このため、既存道路の代替活用など計画の見直し等を含めて、総合的観点から検討を加え、必要性の高い道路から整備を進めます。

4交通・運輸の充実

地方バス路線については、バス路線の地域に果たしている役割を考慮しながら、現状を把握した上で、路線バスの運行について検討します。

しなの鉄道は、地域の公共交通機関として非常に大きな役割を果たしています。このため、軽井沢駅における新幹線との接続、小諸駅における小海線との接続の利便性の確保を目的として、小諸市・軽井沢町・御代田町の共同で増便事業を実施します。また、軽井沢―長野間の直通列車の運行本数の増加について要請します。

平成21年4月から新たな交通政策として開始した「タクシー利用助成事業」も含め、交通システムを総合的に検証し、公共交通の利便性の向上、持続可能な公共交通サービスの構築に向け、公共交通システムのあり方を検討します。

5災害の未然防止

当町における急峻な地形、急流な河川及び森林の伐採は、災害を拡大させる要因となっています。

町民生活の安全を守り、町土の保全に資するため、危険個所の把握を常に行い、国・県と連携し、予防・復旧治山、河川改修及び土砂災害対策事業の促進を図り、災害に強い町土の確立を目指します。

6景観形成の推進

当町は、平成4年（1992年）に長野県景観条例により「浅間山麓景観形成重点地域」に指定されて以降、景観形成を促進してきました。これにより、住宅等を新築する際などの色使い等に、住民の意識が高まりつつあります。また、取り組みの成果として、平成14年に大林地区において町内初の景観形成住民協定が締結されています。

国においては、平成16年6月に景観法が成立しました。同法は、「良好な景観形成の促進に関し、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し実施すること」が地方自治体の責務であると位置付けました。

今後も住民との対話をもとに、地域の自然・歴史・文化等と人々の生活・経済活動との調和に十分配慮した景観形成を進めます。

② 生活環境の整備

当町は、公営住宅・公園等の生活環境施設の整備を計画的に進めてきました。今後、公営住宅については、需要動向を把握しながら検討を進めます。公園については、既に充足されているため、施設の効率的な管理・運営を行います。

先人から受け継がれてきた豊かな自然を守り、快適な生活を送るため、環境衛生施設の整備を積極的に進めた結果、上下水道の整備は概ね完了しています。今後も施設の効率的な管理・運営を行い、健全経営を目指します。

下水道整備区域及び農業集落排水処理区域以外の区域は、合併処理浄化槽の整備を促進しています。今後も公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽による生活排水の適正処理を図ります。

現在、世界的に地球温暖化現象が大きな問題になっています。このため、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの有効活用、一層の省エネルギーの推進によって、二酸化炭素排出量の抑制を図り、自然にやさしい、低炭素まちづくりの実現を目指さなければなりません。

1 住宅整備の確立

公営住宅は、住宅困窮者・低所得者向けに整備され、近年は核家族化の受け皿としての役目も果たしてきました。現在、町には公営住宅として、平和台に県営住宅と町営住宅、桜ヶ丘に町営住宅が整備されています。

町営平和台団地は、耐用年数を過ぎて老朽化が進んでいるため、道路拡幅計画に合わせて一部取り壊しを行いました。公営住宅の建設については、「民業を圧迫しない」観点から需要動向の的確な把握に努めます。これらを総合的に判断し、今後の公営住宅のあり方について検討します。また、維持管理については、指定管理者制度による委託を検討します。

宅地供給は、民間による開発が進んでおり、住宅新築戸数も堅調に推移しています。このほか、民間の賃貸住宅も 1,300 戸以上あり、当町の住宅環境整備に大きく寄与しています。

民間が行う宅地分譲は、土地利用計画を基本に住居系用途地域への誘導を図るとともに、「環境保全条例」「開発指導要綱」を遵守した秩序ある開発を指導します。

近年、社会問題となっている空き家については、活用施策を実施するとともに、新たに制定された「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の目的に沿った適正な管理等の推進を検討します。

2 上下水道整備の推進

上水道は、生活・産業活動をする上で、最も重要なライフラインであり、将来にわた

り安定した水を供給することは町の大きな使命です。

当町の水道水は、概ねしなの鉄道沿線北側は町営水道から、南側は佐久水道企業団から供給しています。町営水道については、平成 26 年 4 月から小沼地区簡易水道と御代田町簡易水道を統合し、新たに御代田小沼水道として運営しています。

旧簡易水道区域においては、老朽化した水道施設・管路の更新を進めてきましたが、統合に伴い、簡易水道事業から上水道事業へ移行したことで、今後も安定した配水量を確保するため、有効な国庫補助を受けつつ、給・配水系統の整備と水資源の確保を図ります。

また、会計方式が公営企業会計に変更となったため、資産管理も含め水道事業の健全経営に努めます。

3 汚水処理対策の推進

下水道は、上水道・電気等とともに、生活基盤を支える重要なライフラインの一つです。下水道の役割は、河川や用水路の水質汚濁を防ぎ、使われて汚れた水を浄化し、河川に戻す水の循環作業を行うものです。

公共下水道は、平成 2 年度（1990 年度）に事業着手し、平成 7 年度（1995 年度）に処理場の完成とともに、一部の地域で供用開始しました。その後、順次認可区域を拡大し、事業を推進してきたため、現在は、ほとんどの管路整備を終えています。

草越・広戸地区の農業集落排水は、平成 6 年度（1994 年度）に事業着手し、平成 10 年度に事業が完了し、供用開始しました。

面替・豊昇地区については、個別排水処理事業により、全戸の小型合併処理浄化槽の整備が平成 15 年度に完了しました。

引き続き、全戸水洗化に向けた普及活動の推進を図ります。また、下水道事業の健全経営の取り組みを図るとともに、費用対効果の原則に基づき、効率的な手法を選択します。

下水道整備区域及び農業集落排水処理区域以外の区域は、引き続き、合併処理浄化槽の整備を促進します。

4 環境の整備・衛星体制の確立

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、ごみの排出量は増加の一途をたどってきました。

国はこれに対し、ごみを「廃棄物」ではなく「循環資源」と捉える「循環型社会形成推進基本計画」を制定し、環境への負荷の少ない健全な経済発展を図りながら、持続的に発展することのできる社会の実現を推進しています。

当町のごみ排出量は、積極的なごみの減量・資源・分別化の徹底に取り組んできた結果、既存分別品目の回収量の増加、資源化が進み、人口増加する中であって、平成 14 年度をピークに平成 20 年度まで減少傾向にありました。しかし、それ以降は、人口増加や近年の景気回復の兆しに伴い、増加傾向に転じています。アパートなど共同住宅の建

設に伴う、1人暮らし世帯の増加によるごみの排出形態の変化も、増加の要因の一つとして考えられます。

町民・事業者・町が協働して3R（リデュース・リユース・リサイクル）を進め、ごみの減量・資源化に向けたさらなる取り組みを継続して推進します。

可燃ごみについては、安定したごみ処理体制を確立するため、佐久市・北佐久郡環境施設組合の一員として、ごみ焼却施設の整備を推進し、適切な運営を行います。

少量ごみの不法投棄（ポイ捨て）が多くなっているため、監視体制の強化、土地所有者への協力要請、ごみ拾い運動の推進等により不法投棄を撲滅し、清潔な環境づくりを図ります。

空き地などで管理されていない状態にある荒廃地は、雑草・枯草の繁茂により火災や事故の発生を誘発する恐れがあります。また、廃棄物の不法投棄により景観が損なわれ、環境破壊につながるものが懸念されるため、適正に管理がされるよう住民への周知に努めます。

5 公園・緑地の整備と保全

公園・緑地は、町民の憩いの場、安らぎの場だけではなく、災害時の避難場所としても大きな役割を担っています。

文化・高原公園都市を目指す当町は、中核的な都市公園として南部に「雪窓公園」、中央に「龍神の杜公園」、北部に「やまゆり公園」の3つの都市公園を整備してきました。ほかにも「雪窓湖公園」や「浅間しゃくなげ公園」、町内各地にポケットパークを整備しています。当町の公園整備率は、法に定められた住民1人あたりの公園面積を上回っており、災害時の避難場所としての位置的バランスも良く、公園の整備は充足していると考えられます。

維持管理については、公園の良好な環境保全のため、適正な管理に努めていますが、利用者の心ない事例もあります。今後も公園の適正な維持管理を行うとともに、利用者のモラル醸成等に取り組みます。

6 雨水排水の対策と整備

当町の降雨量は、年間1,000mm前後で、全国平均と比較しても少ない状況にあります。しかし、近年においては、気象状況の変化による短時間に多量の降雨を伴う大型台風やゲリラ的豪雨の発生が増加しています。さらに、森林伐採や住宅市街化に伴う路面を流下する雨水の増加により、道路冠水や浸水被害等も増加傾向にあります。

安全で快適なまちづくりを推進する上で、雨水排水対策は重要な課題であることから、雨水排水計画について検討し、雨水排水の対策に努めます。

7 地球温暖化防止対策と自然エネルギー導入の推進

世界規模で地球温暖化現象をどのように抑制するかが大きな課題となっており、様々な環境問題がクローズアップされる中、地球温暖化防止対策の推進に加え、東日本大震

災による原発事故を契機に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを必要とする気運がこれまで以上に高まっています。

当町においても地域特性を踏まえ、町・住民・事業者のそれぞれが主体となる、地域レベルで地球温暖化防止に貢献するための方策を検討するとともに、住民に対して省エネルギーの推進と再生可能エネルギー導入の必要性を周知し、理解を求めるよう努めます。

③ 生命財産の保全

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、自然災害等に対する報道が頻繁にされるようになり、社会全体が災害に対する意識を高くもつようになりました。当町においても浅間山の噴火・地震・集中豪雨・大雪などの自然災害が発生していますが、過去 40 年の主な災害をみると、台風や豪雨による風水害がほとんどで、住宅の一部破損や床上・床下浸水があったものの、幸いにも人的被害は発生していません。しかし、複雑化する社会環境を反映し、火災や災害時における危険性はますます増大しています。

町民の生命財産を守り、安全を確保するため、緊急時に対応できる消防・防災体制の一層の充実を図るとともに、町民に対して自助・共助、防災・減災への取り組みを普及させるための啓発活動が必要です。

刑法犯の認知件数は、平成 14 年の 369 万件余りをピークに、平成 25 年は 191 万件余りで減少傾向にあります。しかし、青少年・高齢者が巻き込まれる犯罪が増加しているため、防犯体制を確立し、犯罪を未然に防止する必要があります。

近年、青少年犯罪の多発・低年齢化が進み、大きな社会問題になっています。このため、青少年の健全育成を図り、青少年犯罪の防止に努める必要があります。

全国の交通事故件数及び死亡事故件数はわずかに減少傾向にありますが、高齢者関連の事故はここ数年増加しています。このため、交通事故の撲滅に向けた対策を講じる必要があります。

1 消防・防災体制の確立

東日本大震災は、これまでの想定外の災害を想定内に変え、社会全体の災害に対する意識を高めるものとなりました。当町は活火山である浅間山の南麓に位置し、浅間山の噴火・融雪型火山泥流、地震、集中豪雨、大雪等自然災害の要因を内包しています。東日本大震災を教訓に、日頃から地域コミュニティの重要性を再認識する必要があります。

また、町民の生命財産を守り、生活の安全を確保するため、消防団・自衛消防隊・自主防災組織の育成強化、広域消防との連携強化等、消防体制の一層の充実を図る必要があります。また、消防水利の整備や消防機材の更新等を計画的に推進するとともに、予防消防の観点から火災防御訓練や予防啓発活動に取り組みます。

町では、災害時における町民への情報伝達手段として、町内全域に緊急情報を伝達できる同報系防災行政無線を整備し、平成 24 年 4 月から運用しています。また、地域防災

計画は、上位計画との整合性を図りながら地域特性に配慮した見直しを行い、災害時に即応できる防災体制の確立と多角的な防災情報通信システムの導入を検討するなど、減災という視点から総合的防災対策を進めます。火災・災害時の対応等については、消防署、消防団と連携した消防・防災訓練を実施し、防火・防災意識の一層の啓発に努めます。

2 防犯体制の確立

当町では、昭和 62 年（1987 年）に「暴力追放の町」を宣言し、各種団体との連携のもとに生活安全思想の普及など各般にわたる対策を推進してきました。また、平成 16 年 6 月には「安全なまちづくり条例」を制定し、安全で住みよい地域社会の実現を図るため、対策を講じてきました。しかし、近年、犯罪が多様化・多発化しており、安全で安心して暮らせる「まち」が脅かされています。

刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、特殊詐欺やストーカー被害、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪（サイバー犯罪）は増加傾向にあり、対策が急務となっています。

このような状況下、防犯協会・警察・教育関係機関等との連携による、防犯思想の普及、防犯体制の確立及び防犯施設の整備に努め、家庭・職場・地域において安全意識が生まれ、防犯体制が整う環境づくりを行っていきます。

3 交通安全の促進

当町では、昭和 37 年（1962 年）「交通安全の町」の宣言以来、交通安全対策を進めてきました。近年、当町の事故件数は、全国的な傾向と同様に減少傾向にあります。

引き続き、交通事故を防止し、安全で快適な生活が送れるように、高齢者や子どもを中心に、正しい交通ルールとマナーを習慣付ける交通安全活動を行い、交通安全意識の高揚を図ります。また、交通事故被害者や家族の救済のために、東北信市町村交通災害共済への加入促進を図ります。

第2節 町民誰もが希望と安心の持てるまちをつくります

①社会福祉の推進

国においては、団塊の世代の人々が平成37年には後期高齢者の仲間入りをし、後期高齢者が前期高齢者を大幅に上回ります。高齢化率は、平成26年度に25.0%であったものが、平成37年度には30.3%になると推計され、一層高齢化が進行します。

当町の高齢化率も平成26年度23.6%であったものが、平成37年度には31.8%と国を上回る高齢化率になると推計されます。高齢化の進行とともに、介護が必要な高齢者・認知症高齢者の増加が予想され、社会福祉事業の充実とともに、介護予防対策が必要不可欠となってきます。今後は高齢者同士が支え合い、生きがいを持って生活できる地域づくりが必要です。

現在、国では、障がい者に係る制度改革が進められ、障がい者福祉施策は新たな展開を迎えようとしています。

当町では、障害者手帳の取得者が増加している状況で、同様に発達障害による支援が必要な人、自立支援（精神通院）医療を利用する人も増加しています。障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、適正な福祉サービスのほかに、インフォーマルなサービスの活用が必要不可欠です。そのためにも、障がいのある人もない人もともに理解し合い、安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。

また、当町においては、ひとり親家庭が増加傾向にあります。近年は若年層の離婚がその大きな要因となっています。母子家庭の現状をみると子どもの養育、生計の維持という二重の役割を抱えて、様々な困難に直面しています。父子家庭は収入についての不安よりも、仕事を抱えての家事や養育などへの支援が求められています。この様な現状を踏まえ、ひとり親家庭の福祉の充実が必要です。

当町においても少子化は深刻な状況で、年少人口割合は平成26年度に14.5%であったものが、平成37年度には11.5%まで減少すると推計されています。年少人口も全国の傾向と同様に減少していきます。

国では、平成24年8月に少子化対策や子育て家庭への支援を充実させるため「子ども・子育て関連三法」を公布しました。また、この法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から開始されています。

当町においても地域全体で、子どもを産み育てることができる環境整備や支援体制の整備による少子化対策、次世代の育成対策が必要です。

1 高齢者福祉の推進

全国的に高齢化が進む中、当町においても高齢化は避けて通ることはできません。「団塊の世代」が後期高齢者になる平成37年には、全国平均を上回る高齢化率となる見込みです。いわゆる「2025年問題」で、団塊の世代が大病を患いやすくなる年代となり、医

療費は現在の 1.5 倍、介護給付費は 2 倍以上になると推計され、病院や介護施設の整備が追いつかず「医療・介護難民」の続出が懸念されます。

このため、住み慣れた地域でいつまでも活動的に過ごせる高齢期を目指して、地域の交流活動・ボランティア活動の推進や、高齢者がこれまでに培ってきた豊かな知識と経験を地域社会に還元することにより、高齢者が生きがいを持って、明るく健康に生活できる社会の実現を目指します。

また、介護が必要となった場合でも、迷わずサービスが受けられる体制の強化と生活支援サービスの充実に努めるとともに、認知症高齢者に対する緊急時の対応や徘徊などを、世代を超えて地域住民がともに見守る地域づくりを目指します。

2障がい者（児）福祉の推進

国においては、障がい者に係る制度改革が進められ、平成 24 年 10 月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成 25 年 4 月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が、また、平成 28 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行される予定であり、障がい者福祉施策は新たな展開を迎えようとしています。

当町においては、平成 17 年に町直営で開設した「やまゆり共同作業所」を、平成 24 年 4 月から指定管理制度へ移行しました。これにより、専門職員の配置やサービスの充実など、これまでの課題が改善されました。今後も多様化するニーズに対応できるよう、サービスの質の向上を目指します。

また、障害者手帳の取得者が増加している状況で、同様に発達障害により支援が必要な人、自立支援（精神通院）医療を利用する人も増加しています。障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、適正な福祉サービスのほかに、インフォーマルなサービスの活用が必要不可欠です。そのため、今後も障がいのある人もない人もともに理解し合い、安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。

3ひとり親家庭の福祉の充実

近年、離婚等によるひとり親家庭が増加しています。これに伴い、子どもの養育・住まい・就労先・経済的不安など相談内容は多様化しています。

このような状況に対応できるよう、今後も福祉事務所・児童相談所・教育委員会等の関係機関と連携し、相談業務の強化を図り支援を行います。それぞれの家庭で抱える問題を明確にすることで、適切な制度やサービスの活用等につなげます。

また、福祉医療・児童扶養手当・貸付金等の制度により、経済的な負担軽減を図ります。

4児童福祉の推進

少子化や社会経済状況等の変化に伴う共働き家庭の増加、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化が指摘されるなど、子どもや家庭を取り巻く諸課題が顕在化してきてい

る中、子どもの成長段階や各家庭のニーズに応じた、多様な子育ての支援策が求められています。

国は、少子化対策や子育て家庭への支援を充実させるため、法に基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成 27 年度から本格的にスタートさせました。

当町では、子育て支援のニーズを把握し、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現のため「御代田町子ども・子育て支援計画」を策定し、子育て支援施策や教育環境の整備、母子の健康の保持・増進、安全の確保などの事業を実施し、仕事と子育ての両立ができるよう様々な取り組みを進めています。

保育園については、子どもの健やかな成長に向け、保育の質を確保しつつ、真に必要な保育内容や量について十分に考慮しながら、未満児保育や障がい児保育などの保育サービスの適切な提供を進めます。

児童厚生施設については、放課後児童健全育成事業として実施している児童クラブの受入児童の対象を、小学校 1～3 年生のところ、小学校 6 年生までに拡充するため、児童館の施設整備等を図ります。

また、子育てに関する相談・問題等の背景は多岐にわたることから、保育園や児童館等の児童福祉施設をはじめ、関係機関と連携を図り、要保護児童の発生予防・早期発見・保護・支援・アフターケア等きめ細かな取り組みを推進し、相談等の精神的支援をしていく必要があります。

5 低所得者福祉の推進

近年、不安定な社会経済情勢や自身の健康・金銭感覚等の問題で、生活状態の悪化による相談が増加しています。特に、30～50 代の稼働年齢層の相談が増加しています。

相談者には、生活習慣を身に付けるといった初期段階の支援から、食生活等の改善、就労に至るといった最終段階まで幾多の支援を行います。このため、福祉事務所をはじめとする関係機関と連携し、相談者への支援を行っていきます。

また、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する第 2 のセーフティネットとして、平成 27 年 4 月から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者に対し、充実した支援体制の構築を図ります。

6 福祉医療費給付の充実

子ども・障がい者・ひとり親家庭の親子が療養給付等を受けたときに、福祉医療費給付金を支給することにより、医療費の負担軽減を図っています。

福祉医療費給付金は、子ども医療費の所得制限の撤廃やひとり親家庭の増加などにより、給付対象者数と全体の給付金額が年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。

県の福祉医療費給付金制度においては、平成 27 年 4 月から、子ども医療費の入院分を小学校 3 年生から中学卒業までに対象者を拡大しました。また、障がい児医療費については所得制限を撤廃しました。

当町では、これに先駆け平成 22 年 4 月から、子ども医療費の対象を小学校就学前から

中学校卒業までとしました。また、平成 25 年 4 月からは、中学生の医療費の所得制限を撤廃し、出生から中学卒業までのすべての子どもを支給対象としてきました。さらに、制度開始当初から精神福祉手帳の所持者、身体障害者手帳 4 級所持者も対象にするなど町単独で対象者を拡大しています。

今後も、福祉医療費給付金制度を持続可能な制度とするため、国や県等の動向をみながら、運用方法について検討を行います。

7 ボランティア活動の推進

住み良い地域づくり、温かく潤いのある社会形成には、町民一人ひとりが思いやりと助け合いの心を持つことが大切です。ボランティア活動は、人間の心の根幹に係る助け合いの心の集大成であり、自らが社会参画する自主的な活動です。

当町では、これからの福祉を担っていく人材育成、子ども達の福祉教育等が重要と捉え、ボランティア活動を推進しています。今後も啓発や研修等により、さらなるボランティア活動の活性化を図り、明るい地域社会の構築を目指します。

8 男女共同参画の推進

現在の社会情勢に対応し、豊かで活力ある社会にするためには、女性と男性が、お互いの人権を尊重し、性別に捉わられることなく、家庭・地域・職場・学校等、様々な分野において、個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会づくりが求められています。

このため、女性と男性が、一人ひとりの個性と能力を十分発揮して、お互いに喜びも責任も分かち合い、心身ともに豊かにのびやかに生きられることを目指した男女共同参画社会づくりを推進します。また、女性が積極的に社会参加できる環境整備や各分野における女性の確保に努めます。

9 虐待等の防止

児童・高齢者・障がい者・配偶者に対する暴力等により、全国各地で悲惨な事例が相次ぎ、各分野において法令等を整備して、その防止について強化を図っています。

当町でも、平成 21 年に虐待の防止、早期発見、早期対応等に必要な措置を講ずるため、御代田町虐待等防止ネットワーク協議会を設置しました。これにより、保健・福祉・医療・教育・警察等の地域の関係機関や関係者でネットワークを形成し、情報共有や役割分担を行うことで、多角的かつ一体的な取り組みが可能となりました。

今後も継続して地域の関係機関等とネットワーク型の支援を行い、虐待の防止、早期発見、早期対応等に努めます。また、啓発活動を行い、虐待に対する住民の意識向上を図ります。

10 少子化対策の推進

当町の年少人口は、構成比率で見ると全国平均を若干上回っているものの、減少傾向にあり、長期的にも減少傾向が続くことが予想されます。

少子化を抑制し、地域を支える人を増やすため、結婚・妊娠・出産・子育て・教育・仕事の各段階に応じた対策を推進し、安心して子どもを産み育てることができる環境整備と地域や社会全体で子どもの育ちを支える仕組みの構築を目指します。

② 保健予防対策の推進

複雑多様化する社会の中で、保健行政は、健康づくり対策、病気になる前に健康な体を維持するための生活習慣病予防対策、性感染症・エイズ等の感染症予防対策、思春期・結婚期・妊娠・分娩周辺期・新生児期・乳幼児期の母子保健事業等、多岐にわたり重要な役割を果たしていかなければなりません。

また、家庭・職場・地域等で複雑な要因が絡み合い、精神に障がいをもたらす者が増加していることから、心の健康づくりが予防対策として必要です。今後も精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、共同作業所・デイケアを活用しながら、社会復帰に向けた支援を行います。

①生活習慣病予防と健康増進対策

三大疾病といわれる、がん・心臓病・脳血管疾患で死亡する割合は、死亡者全体の6割以上を占めています。これらの疾患は、食生活・運動等の生活習慣が大きく関わっているため、予防対策が重要です。

生活習慣の改善の重要性を啓発し、健康の増進につなげる一次予防対策として、国の「健康日本 21（第2次）」に基づき、健康づくり教室といった運動習慣の改善への取り組みを行い、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少を図るほか、食生活の改善と子どもへの食育の推進を図ります。また、二次予防対策として、早期発見・治療を目的とする各種健診の受診率向上に努めます。さらに、高齢者が寝たきりにならないために、ロコモティブシンドローム予防教室、健脚度測定といった、転倒予防、運動等の指導を実施します。

②感染症予防対策の推進

近年、従来の感染症の発生数は、医療の進歩、公衆衛生水準の向上等により、拡大が抑えられ減少していますが、海外渡航者の持ち込みによる感染症は増加しています。また、鳥を感染源とする新型インフルエンザ等の蔓延が懸念されています。このほかにも、HIV感染者とエイズ患者が増加しています。こうした感染症の発生と蔓延を予防するため、危機管理部門・関係機関と連携して予防対策の徹底を図り、公衆衛生の向上及び増進に努めます。

新型インフルエンザ等に関しては、平成26年3月に策定した「御代田町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対応します。

性感染症（S T D）は青少年の間で増加が目立ち、その原因として、性に関して誤った知識を持っていることが指摘されています。

このように、増加する性感染症について、正しい知識の普及をはじめとする予防対策に努めます。

3 母子保健の充実

社会・家庭環境が変化している現在、母子保健対策については、思春期から妊娠・出産・育児に関する健康教育と妊娠期・新生児期・乳幼児期における一貫した保健対策が必要です。

このため、思春期から健康教育・健康診査・医療援護等を行い、母子の健康増進を図ります。また、母子の心身の健康に向けた指導を行っていきます。子どもを授からない夫婦に対しては、経済的負担の軽減、心の負担の軽減を図れる環境整備に取り組みます。

4 精神保健の充実

精神に障がいをおきた人は、複雑多様化している社会生活環境を反映して増加傾向にあります。このため、精神保健活動は保健・福祉・医療の連携のもと、予防・発症から医療処置、さらに社会復帰までの一貫した施策を行います。

また、精神障がいに対する地域住民への正しい知識の普及・啓発、心の健康づくり対策を推進するとともに、共同作業所・デイケア等を活用し、障がい者の社会生活訓練の実施に努め、社会復帰に向けた支援を行います。

③ 国民健康保険会計・後期高齢者医療会計・介護保険会計の健全運営、国民年金の推進

少子・超高齢・人口減少社会の到来は、日本の社会保障全般に大きな影響を及ぼすこととなります。厚生労働省では、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年には、医療費は現在の 1.5 倍、介護給付費は 2 倍以上になると試算しています。現在の制度が続くと保険料等の値上げ、町負担の増加、拠出金の増加等、住民・行政・保険者それぞれが重い負担を負わなければなりません。そして、国民健康保険会計・後期高齢者医療会計・介護保険会計の運営は大変厳しい状況に追い込まれ、町財政に多大な負担を及ぼすこととなります。

国では、平成 26 年に社会保障と税の一体改革により消費税を増税し、財政の安定化を図りました。また、社会保障制度を持続可能な制度とするため、医療・介護・年金制度の負担の見直しなどを行い、負担と給付の公平・効率・透明性を確保することとしています。

このことから、国の動向を注視しつつ、それぞれの会計の健全運営に努めていかなければ

ればなりません。

1 国民健康保険会計の健全運営

国民健康保険は、加入者の所得水準が比較的 low、保険税の負担率が高いといった構造的な問題を抱えており、近年は景気の低迷により、国民健康保険税収入が伸び悩む状況にあります。一方、加入者の多くが中高年齢者であることと、高度医療化による医療費の増大に伴い、保険給付費は年々著しく増加し、国民健康保険会計の運営は厳しい状況にあります。

国民健康保険の運営に関しては、財政を安定化するために、平成 30 年度から保険者を都道府県へ移行し、広域化を図ることとされています。しかし、国民健康保険税の賦課徴収・保健事業などは、市町村が担わなければならないことから、今後も町の負担が大きくなることに変わりはありません。

国民健康保険の健全な運営のため、特定健診の受診を積極的に働きかけ、生活習慣の改善から疾病予防につなげるといった保健・疾病予防事業を推進するとともに、医療費の適正化事業により医療費の抑制を図り、保険財政基盤の安定・強化に努めます。

2 後期高齢者医療会計の健全運営

後期高齢者医療保険制度は、老人保健制度に代わる 75 歳以上を対象とした医療保険として、平成 20 年度から開始されました。都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が保険者となります。各県ごとに医療にかかる費用のうち自己負担を除いた分を、保険料 1 割、公費 5 割、現役世代の保険料 4 割を財源として運営しています。

今後、「団塊の世代」が後期高齢者になる平成 37 年には、現役世代の人口が減少に転じることから、公費負担割合が引き上げられ、町の負担が増大することが想定されます。

このため、高齢者を対象とした保健事業の推進及び介護予防事業により医療費の抑制を図り、後期高齢者医療会計の健全な運営に努めます。

3 介護保険会計の健全運営

介護保険制度は、平成 27 年に「団塊の世代」が後期高齢者になる平成 37 年を見据えた制度改正が行われ、当町においても「2025 年問題」を見据えた第 6 期介護保険計画を策定しました。

制度改正の目的は、介護が必要になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現させるものです。

また、制度改正では平成 30 年度までに、予防給付の一部を「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行する必要があるとしています。当町は、県内においていち早く、平成 27 年度から総合事業へ移行しました。

新しい介護予防事業の推進と多様な主体によるサービスの充実を図るとともに、給付費の適正化事業により給付費の抑制を図り、介護保険会計の健全な運営に努めます。

4 国民年金の推進

国民年金は、老後だけではなく、事故や病気による障がい、死亡といった予測することができない将来のリスクに対して、あらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる重要な制度です。しかし、年金制度への不信感、年金保険料の負担感の増大等により、保険料の収納率は60%前後と低い数値で推移しています。

国では、社会保障と税の一体改革により、基礎年金の国庫負担割合 1/2 の恒久化、受給資格期間の短縮、年金受給者のうち低所得高齢者・障がい者等に福祉的な給付を行うことなど、年金制度の見直しを進めています。

このようなことから、年金制度についての啓発や各種届出・申請手続きに関する周知を行い、受給資格の確保等に努めます。

第3節 次代・郷土を担う人を育み

文化のかおるまちをつくります

充実した教育・文化は、高い精神性をもたらし、住民の生活や郷土を豊かにします。特に、次代を担う子どもたちの教育は、その根幹をなすものです。核家族化による家庭での教育力の低下や少子化の進行に加え、社会環境や価値観の多様化の中で、生きる力を備えた人間力豊かな子どもを育成しなければなりません。そのため、幅広い見地から家庭・地域との連携を図りながら学校づくりを推進します。

現代は、心の豊かさを求める時代であり、町民の文化・芸術活動、スポーツ活動、知識に対する欲求など、生涯学習に対する需要はますます高まっています。文化・芸術活動の拠点であるエコールみよたを中心に、自発的・創造的な活動、社会体育施設を利用した健康管理や余暇時間を利用したスポーツ活動が活発化してきています。そのため、生涯学習計画に基づき、いきいきとした生活を楽しむ生涯学習の充実を図っていきます。

また、住民が生活するあらゆる場面において、人権が尊重される明るいまちづくりを行っていきます。

①地域や子どもたちの実態に応じた活力ある学校づくりの推進

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児期における教育が、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを意識し、子どもたちの育ちについて常に関心を払うことが重要です。近年、家庭では核家族化や少子化が進み、人間関係も希薄になっています。子育てに悩む保護者へのサポートを含め、家庭・地域・幼稚園・保育園が連携して、心豊かな子どもの育成を進めていきます。

小中学校では、「学力の向上」「体力の向上」「耐性の育成」を共通重点として掲げ、教育活動に取り組んでいます。各学校では、人権感覚をベースにした学級集団の中で、基礎的・基本的な知識・技能が「わかっていく」「できるようになっていく」学習を展開します。また、グローバル化が進む中、英語によるコミュニケーション能力も求められることから、小学校から実施している外国人英語講師による指導も継続して行います。

依然として深刻な社会問題である、いじめ・虐待等の防止に向けて、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、学校・家庭・地域が連携し、早期発見・早期解消に取り組みます。

学校給食共同調理場では、衛生面に細心の注意を払い、児童生徒の健やかな成長のために安心・安全で、栄養のバランスのとれた給食づくりを行います。

また、学校給食をとおして食育の推進、地元食材を利用する地産地消の推進を図ります。

②いきいきとした生活を楽しむための充実した生涯学習の推進

科学技術の発展や国際化・高度情報化・少子高齢化など、社会が急激に変化する中において、町民が生涯を通じていきいきと生活を楽しむためには、新しい情報や知識を身に付け、時代の変化に対応して学習していくことが重要です。

当町では、これまで町民の学習・文化活動を促進するため、エコールみよた（公民館・図書館・博物館）などの施設を活用し、学習機会の提供や各種学習事業を実施してきました。

生涯学習においては、生涯学習計画に基づき、エコールみよたを拠点として、芸術・文化・趣味・教養等の学習内容をさらに充実させ、人々が生涯を通じて、自由に学習機会を選択して、学びあい語りあうことのできる「生涯学習社会」の実現を目指します。

博物館においては、町内に残された文化財を広く展示・公開し、貴重な歴史や自然に直に接する機会を提供します。また、歴史体験のためのワークショップ、講演会や講座などの学びの場を設け、生涯学習の向上に努めます。

図書館においては、幼児から高齢者まで、町民の学習意欲に対する要望を的確に捉え、一人ひとりに適切な資料を提供していきます。

また、町の情報発信地の一つとして、町政・地域資料の閲覧、文書による情報提供などを行います。図書を通じて、利用者・教育機関・住民等がつながりを持てる場を提供し、地域文化の創造に向けた生涯にわたる学習支援をしていきます。

③スポーツへの主体的な取り組みの推進

近年、少子高齢化・高度情報化・価値観の多様化などによる生活環境の変化により、人々の意識は、物質的な豊かさから心の豊かさを求めるようになってきました。また、日常生活においては、体力の低下・人間関係の希薄化・ストレスの増大など、心身両面にわたる健康上の諸問題が顕在化してきています。

このような変化の中で、町民が心身ともに健康で心豊かな生活を営むためには、生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通じて人と人とのふれあいや結びつきを深め、人生を豊かに過ごすことが重要です。

当町のスポーツ施設は整備が進み、町民が身近でスポーツを親しめる環境が整っているため、これらのスポーツ施設を活用し、生涯スポーツの普及・推進を図ります。

また、各種スポーツ大会の開催のほか、住民のニーズや健康づくりに考慮し、運動習慣のない住民も気軽に参加できる教室の開催を推進していきます。

スポーツ施設においては、老朽化の進行や施設利用者数の動向、住民ニーズの変化などを考慮し、計画的な整備・維持管理を行います。

④人権が尊重される明るいまちづくりの推進

人権問題は、国際的な潮流によって、時代とともに日々様々に変化し、これまでの歴史の中で、人権が尊重される社会の実現のため多くの努力が重ねられてきました。

当町では、平成5年（1993年）「御代田町における部落差別撤廃とあらゆる差別をな

くすことをめざす条例」を制定し、これに基づき、各種機関・外部団体・組織等と連携・協力しながら、人権を尊重し、あらゆる差別のない明るいまちづくりを行ってきました。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。人権を尊重することを正しく認識し、すべての人々が個人として尊重され、平和で豊かな社会の実現に向けた人権教育・啓発活動に努めていきます。

⑤文化と芸術を織りなす地域づくりの推進

文化・芸術活動は、日々の社会経済活動から一步踏み出し、より人間性を高めるものとして、その重要性を増しています。当町は、雄大な浅間山の麓にあって、豊かな自然環境と歴史・文化が育まれてきた場所です。そうした豊かな環境は、文化と芸術の醸成に大きく寄与します。今後もエコールみよたを拠点として、文化財の保存や公開、体験学習・講演会・コンサート・芸術発表の充実など、文化のかおり高いまちづくりの実現に取り組みます。

⑥次代・郷土を担う人材の育成

まちづくりを行う上で人材を育成することは重要な課題の一つです。当町の奨学金制度は、平成26年度から新たな貸与を休止しましたが、学生を取り巻く状況を注視し、状況によっては、新たな制度を検討し、就学の機会を確保していく必要があります。

また、様々な分野において必要とされている人材を把握し、就労や資格取得に対する支援について検討するとともに、様々な機会において、郷土・未来を担う人材の育成に努めていきます。

第4節 個性あふれ競争力ある産業振興のまちをつくります

3村合併後、最初の国勢調査である昭和35年（1960年）の産業構造は、農業を主とした第1次産業が67%、第2次産業が14%、第3次産業が19%の構成比率でした。その後、第1次産業は減少を続け、第2次産業、第3次産業は増加を続けました。この間、それぞれの産業の発展に力を注いできましたが、時代の趨勢、社会環境の変化、国家の政策等により、平成22年の国勢調査では第1次産業が10%、第2次産業が31%、第3次産業他が59%の構成比になりました。

産業の振興・育成は、地域経済発展の原動力であり、雇用の場の確保は町民の所得水準の向上につながります。

自立した御代田町を安定的に発展させていくためには、産業の振興による地域経済の振興が不可欠です。このため、産業・経済をはじめ、あらゆる地域資源を的確に把握し、地域経営に戦略性を持って、地域ブランドを育成することが必要です。

「農業」については、国において、平成25年12月「農林水産業・地域の活力創造プラン」を掲げ、今後10年間で農業・農村の所得を倍増することとして、6次産業化を通じた需要と供給の構築、輸出促進を通じた需要の拡大を図るとしています。また、TPP（環太平洋経済連携協定）締結を通じて大胆な自由貿易政策を採用して、輸出主導型経済成長を強化し、外需を取り込んで輸出産業に転換するとしています。

これらの改革案は、農家の所得の増大と地方の農業の活性化を図ることとしていますが、現場実態を踏まえた現実的なものとしては難しい面もあり、実施には多くの軋轢が予想されています。

日本の農産物の現状は、輸入に依存する部分が多く、海外の影響を受けやすいため、食料自給率のさらなる低下、生産額の減少が懸念されます。また、農産物価格の低迷や農業資材等の価格高騰、さらに、国際化での産地間競争の激化等により、農業生産の環境は厳しさを増しています。特に、TPP協定交渉の動向によっては、当町の農業にも多大な影響を及ぼす可能性があります。今後は農業経営規模の拡大、6次産業の市場規模の拡大、輸出促進による国際競争力の向上を図り、農家の自主性や競争力を高めていくための方策を検討する必要があります。

当町においては、少子高齢化と新規就農者不足等により、担い手や後継者不足が深刻化しています。今後も国・県及び各種農業団体との連携のもと、就農支援を積極的に行い、地域の担い手や経営体の育成に努めるとともに、農地中間管理機構を利用した農地の集積化、補助事業等を活用した生産基盤の整備等を行い、当町の実情に沿った農業の再生を図る必要があります。

「商業」については、町内で郊外型の大型店が幹線道路沿いに出店しており、この大型店での購買が増加するにつれ、既存商店はより厳しい状況にあります。モータリーゼーションの発達による商圈の広域化が進み、特に、佐久平駅周辺に商業の集積化が進んでいます。今後の商業振興を図るためには、商店の持つ個性を磨き、直面する少子・超

高齢社会が抱える課題や地域の需要を的確に把握し、地元での購買意欲を促すための取り組みが必要です。

「工業」については、3村合併以来工場誘致を積極的に進め、佐久地域において有数の工業生産額と従業者数を抱える工業立町として発展を続けてきました。平成8年には地元企業のさらなる発展と工業振興を目的に、やまゆり工業団地を造成しました。

当初の誘致政策による進出企業においては、長期にわたり御代田町の発展に寄与してもらっています。その一方で、町外に移転を決めた企業もあります。

このような事態を未然に防ぐためにも、魅力と実効性のある新たな工業振興策を打ち出すとともに、これまで以上に企業との連携を深める必要があります。

また、新たな企業の進出を誘導するための支援についても検討し、雇用の創出を図っていく必要があります。

「観光」については、当町の美しい自然や文化、歴史的遺産に恵まれ、多くの観光客に親しまれていますが、当町の持つ観光資源だけでは十分とはいえない状況にあります。

このため、広域的な周遊観光ルートの開発、新たな観光資源の創造、農業と観光との相乗効果による観光振興など、当町における個性的、魅力的で独創性のある観光資源の開発を行う必要があります。

今後も「農業」「商業」「工業」「観光」の4本柱を基軸に、当町の個性・特徴を活かした経済立町を目指します。

①競争力ある農業の振興

当町の農業は、準高冷地の気候を活かした高原野菜が中心に営まれ、続いて米、花き、畜産の順となっています。

近年は従事者の高齢化・担い手不足・兼業化の増加・農業生産額の減小・耕作放棄地の増加・農産物価格の不安定性などにより、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、農地の有効利用、生産性の向上、担い手の確保等、農業の再生・活性化が課題となっています。

町では、耕作放棄地対策として、規模拡大を目指す中核農家や新規就農者に遊休農地の斡旋をしています。平成26年度には耕作放棄地の解消、農業を通じた交流事業を目的にクライנגアルテンを整備しました。

農地の流動化・農業受託組織の育成・高齢化等により、担い手が不足している農家については支援を行います。また、土地利用計画に基づき農業基盤の整備を行います。

食の安全性への信頼が揺らいでいる状況下、地産地消の注目度が高まっています。当町の農産物は品質が高く、安全性も高いため、地元で収穫された農産物を地元で消費する地産地消を推進します。現在、町内の農産物直売所から野菜や加工味噌などを学校給食の食材として提供しています。また、そばなどの生産についても、農産物直売所等と連携を図り、さらなる地産地消の推進と販路の開拓に努めていきます。

また、地元の食材を生産から加工、販売まで手掛け、地域の特産品とする6次産業化に向け、関係機関と連携しながら取り組みます。

国が掲げる農政改革による農地利用の集約・集積化、減反制度の廃止、農協改革、TPP交渉参加等により、農業の経営環境は一層厳しさを増すことが予想されます。当町が置かれている立地条件、自然条件、蓄積されてきた農業技術を活用し、自然と共生する農業への転換、生産改革や農産物の付加価値向上を図り、個性と競争力ある農業を目指します。

②森林資源の保全と活用

当町の森林面積は全町面積の約 59%を占めています。また、国有林面積においては全町面積の約 34%を占めています。森林は木材生産等の経済的機能のほかに、水源のかん養・災害の防止・土壌の保全・保健休養機能等、私たちの生活に欠くことのできない公益的・多面的機能も有しています。

この森林の持つ機能を十分に発揮させ、将来にわたり森林からの恩恵を享受していくためには、私たち一人ひとりが森林の必要性を理解し、この欠くことのできない森林を守り、次世代へ継承していくことが重要となります。

そのため、今後も地域森林計画に基づき造林・育林・除間伐等を行ないます。また、林地開発行為等に対しては、御代田町環境保全条例に基づき適切な指導を行ない、森林を健全に維持するための施策を実施します。

これにより整備された森林を利用し、自然に直接ふれあい、親しむことで森林の大切さを体感できる催し等にも取り組み、森林の果たす役割や必要性を広く社会に周知するよう努めます。

③魅力ある商業の振興

郊外型大型店の幹線道路沿いへの出店が相次ぎ、大規模小売店舗での購買が増加し、町内の既存商店を取り巻く環境は、さらに厳しくなっています。一方、モータリーゼーションの発達による商圈の広域化が進み、特に佐久平駅周辺への商業の集積化が進んでいます。これにより、消費者の町外への流出が増加し、商業全体が厳しい状況に置かれています。また、小売業・サービス業においては、消費者ニーズの多様化・流通革命・価格競争等により、内容の充実・質の高度化・低価格化が求められています。これらの消費動向に対処するため、直面する少子・超高齢社会の抱える課題や地域の需要を的確に把握し、地元での購買意欲を促すための取り組みを検討します。

魅力ある商店街をつくるため、商工会等と連携し、商業を取り巻く環境の変化を的確に捉えつつ、大規模小売店舗と共存共栄が図れるよう努めます。

また、商工業者と農業者がお互いの経営資源を有効に活用して、相乗効果が発揮できるよう農・商・工等が連携した事業を検討します。

④企業の育成と誘致の推進

当町は、昭和 30 年代後半から工場誘致条例により企業誘致を積極的に行い、工業団地の形成を図り、企業の育成に努めてきました。その結果、従業者数・工業出荷額とも順

調な伸びを示してきました。

工業用地については、都市計画区域の用途地域内に 69ha の準工業地域を確保しましたが、ほぼ全域が活用されている状況にあったため、平成 8 年に地元企業のさらなる発展と工業振興を目的に「やまゆり工業団地」を造成しました。

社会経済情勢は、バブル経済崩壊後の長期にわたるデフレ不況により、失われた 10 年といわれる平成不況の時代、アメリカのサブプライムローンに端を発した世界金融危機、リーマンショックによる世界同時不況、そして平成 23 年年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所事故などを経て、現在に至ります。

平成 26 年 12 月の総選挙で、第 3 次安倍内閣が発足し、自民党政権のもとで進められる「アベノミクス」とよばれる経済政策により、景気回復の兆しが見え始めてきました。円高は是正され、逆に円安による影響で、町内でも輸出系の企業では過去最高益を記録するなど、これまでの努力もあって追い風にのる企業もあります。

しかし、先行きは不透明であり、住民一人ひとりが景気回復を実感できるまでには至っていません。

また、長期にわたり御代田町の発展に寄与してきた優良企業が、町外に移転してしまうという残念な動きもあります。このような事態を招くことのないよう、これまで以上に企業との連携を密にし、町として可能な支援策を講じなければなりません。

このため、業績の指針ともなる設備投資を持続的なものとするため、新たな支援策等の検討を行います。

このような状況を受け、新たな企業の誘致活動、既存企業に対しての支援策等、工業振興策の見直しについて検討します。

⑤個性ある観光の振興

当町は美しい自然や文化的、歴史的遺産を柱に観光振興を続けてきました。そして、「メルシャン軽井沢美術館」「エコールみよた」は、中核的な観光施設として多くの観光客を受け入れてきました。

しかし、平成 23 年 11 月の「メルシャン軽井沢美術館」閉館により、観光客の入り込みが大幅に減少しました。現在、町内に民間企業による観光施設はありません。

隣接する軽井沢町を訪れる観光客を呼び込むことのできる新たな観光拠点の発掘も大きな課題です。現在、小諸市・軽井沢町と進める 3 市町共同事業での取り組みも活用しながら、広域的な周遊コースの設定、観光名所マップの作成など、効果的な方策を検討します。

また、注目の高まっている「カーリングホール」等のスポーツ施設を広域的に売り込み、町内の大手企業の工場見学とともに、新たな観光分野の開拓を検討します。

第5節 町民自治と効率的な行政運営のまちをつくります

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方分権の行政システムに移行が図られました。地方は「自己決定」という裁量権が増えた分、「自己責任」という重い責任を負うことになりました。つまり、地方のことは地方で決め、自分たちのことは自分たちで決めて、その決めたことに対して責任を負っていかなければならなくなりました。これは自治体間に競争が生まれ、自治体間に格差が生まれることを意味しています。

現在、国と地方を合わせて約1,200兆円の借金を抱え、国の財政は極めて厳しい状況にあり、財政再建は待ったなしの状況です。

国においては、地方交付税を平成23年度の17.4兆円から平成26年度の16.9兆円まで0.5兆円減額しています。

当町では、普通交付税が平成23年度13億531万円であったものが、平成26年度は12億8,418万円に減少しています。自主財源の基幹である地方税も平成20年度のピーク時の23億1,197万円から平成25年度年には20億9,467万円に減少しています。

このような厳しい状況にあるからといって、行政に停滞・遅滞は許されません。このため、思い切った発想の転換と、経営的視点を導入した行財政運営を行い、町政の体質改善を図り、「自助」「公助」「共助」によるまちづくりを実現しなければなりません。

①時代に対応する行政の確立

日本は、少子・超高齢・人口減少社会というこれまでに経験したことのない危機的な局面に立たされています。社会経済や地域社会の状況が大きく変化する中で、各地方自治体がこれに適切に対応し、住民の暮らしを支える行政サービスを提供し続けることは、極めて困難な状況ですが、克服しなければならない課題です。

当町においては、引き続き、人口は増加しているものの、少子高齢化、人口減少の波は徐々に押し寄せており、加えて低成長経済、厳しい財政状況、高度情報化、地方分権の進展など、これらの課題に積極的に取り組んでいく必要があります。

人事管理では、成果主義の導入、雇用の多様化・流動化といった企業マネジメントの潮流が押し寄せており、国家公務員に義務付けられていた人事評価制度が地方公務員にも義務付けられました。こうした状況の変化に対応しうる人材の確保、能力開発に努め、適切な評価体制の確立を図っていかなければなりません。

昭和51年度（1976年度）に第1次長期振興計画をスタートして以来、第4次長期振興計画までの40年間、着実に計画行政を推進してきました。これにより、計画行政は定着し、まちづくりに大きく貢献してきました。計画の策定、計画の進行管理に民間の経営の考え方（P（計画）－D（実施）－C（評価）－A（見直し））の経営管理サイクルを導入し、事業評価（行政評価）を行います。

②健全財政運営の確立

日本の経済情勢は、平成 25 年に発足した安倍内閣の経済政策である「アベノミクス」を進めています。緩やかな回復基調がみられるものの、国民一人ひとりが回復を実感できるものとはなっていません。

国では、平成 26 年 6 月「経済財政運営と改革の基本方針 2014」と「日本再興戦略改訂 2014」を閣議決定し、デフレからの脱却を確実なものとし、持続的成長の実現に全力で取り組むものとしています。

歳入においては、景気の実感ある回復基調がみられない中、引き続き、国庫補助負担金や地方交付税の減収が予想され、固定資産税・住民税等の自主財源についても増収が見込めない状況にあります。

歳出においては、公債費・扶助費等義務的経費が増加していくと推計されます。また、超高齢社会や医療の高度化の影響を受けて、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の給付費が大幅に増加することが予想されます。

このように極めて厳しい見通しの財政状況下、「自助」「共助」「公助」のまちづくりを徹底するとともに、事務・事業の評価を行い、限られた財源の重点的かつ効率的な配分により健全な財政運営を進めます。

真に自立した町を構築するためには、財政基盤の確立が重要です。このことから、課税客体の適正な把握、町税及び使用料等の収納率の向上により、自主財源の確保を図ります。合理的な行財政運営による経常経費の削減、民間活力の導入を視野に入れた効率的な行財政運営を行います。

③住民自治の推進

核家族化・都市化の進展などにより、生活様式は多様化し、かつての地域連帯感に支えられた人間関係や地域社会の関係が希薄化しており、自治機能や相互扶助機能を維持する上で、コミュニティの弱体化が懸念されます。

地域社会の中で、力と心を合わせ、助け合い協力していくことが、いきいきとしたうらやましい社会生活を営むことにつながります。

「自助」「共助」「公助」のもと、多くの人で支えあうシステムを構築し、行政主導ではなく、町民との協働によるまちづくりを行う必要があります。このため、地域住民相互の連携を深め、より良い地域社会をつくりあげるため、自治会をはじめとする住民組織のコミュニティ活動の一層活発な展開を支援し、住民自治意識の醸成に努めます。

④広報・広聴活動の推進

行政ニーズの多様化に対応するため、行政の様々なプロセスへの住民参加が重要になっています。行政からの徹底した情報公開を行い、住民参加の充実、住民と行政との協働事業を推進し、パートナーシップを確立することが重要です。

そのためには、広報・広聴活動が大きな役割を担うこととなります。町政の透明性を高め、行政のアカウントビリティ（説明責任）を果たすことで信頼関係が生まれ、町民の行政への参画と協働によるまちづくりを推進することができます。

現在、広報活動は「広報やまゆり」の毎月1回の発行やホームページのほか、FM軽井沢やケーブルテレビを利用して行っています。また、緊急情報等は、平成24年4月運用開始の防災行政無線や同年9月運用開始の町民向けメール配信サービスにより情報提供を行っています。広報活動は行政情報のみならず、災害時の情報伝達手段としても重要です。高度情報化社会に適応した媒体を選択する一方で、高度情報化に馴染めない人へ配慮した効果的な広報活動を行うことも必要です。

広聴活動は、町民の多様なニーズを的確に把握していくため、町長専用メールアドレス、町長直通ファックス、町代表メールアドレスの利用のほか、パブリックコメント、アンケート調査などによる効果的な活動を行います。

⑤高度情報化社会への対応

20世紀末にアメリカから始まったインターネットは、わずかの間に全世界に広がり、ICT（情報通信技術）の飛躍的な発展は、私たちの生活の利便性の向上や産業の生産性の効率化など、社会のあらゆる分野に変化をもたらしています。

ICTの流れはますます加速され、確実に私たちの生活基盤となっています。このため、行政内部だけではなく、町民の声を反映した多面的な検討を行い、地域情報化を計画的・戦略的に推進し、当町の実情に合ったICTの導入を図ることが必要です。

また、国の情報化の取り組みや地域公共ネットワークの整備を含む、国の方針との整合性の取れた施策に取り組むため、タブレット端末の導入や公衆無料Wi-Fiの設置などについても検討し、高度情報社会に適応できるよう取り組みます。

⑥広域行政・共同事業の推進

日常生活圏の拡大やニーズの多様化、地方分権の推進により、従来の市町村単位での行政執行は非効率であり、対応が困難になってきています。

行政サービスを効果的・効率的に執行するために、広域計画を踏まえながら、適切な機能分担と連携強化のもとに広域行政を推進します。また、他の自治体との連携を図るため、自治体同士が連携して事務を処理できる基本的な方針及び役割分担を定める協約（連携協約）が締結できるなど、新たな広域連携の仕組みが制度化されています。今後も住民サービスの向上につながる広域行政の方策を検討します。

現在、小諸市、軽井沢町とともに進めている共同事業検討会や佐久市を中心とした定住自立圏などは、効率化・経費削減・多様な住民サービスの提供を目的に作業を行っています。今後も近隣市町村との効果的な連携により、事業の効率化・経費削減・住民サービスの向上に努めます。

東日本大震災以降、災害・防災に対する意識が高まっていることから、他の自治体と広域的に連携を図ることができる、災害協定の締結についても検討します。